

# 政策評価懇談会（第1回）議事録

## 1. 日時

平成14年11月11日（月）10:00～12:00

## 2. 場所

最高検察庁大会議室

## 3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

実 哲也	日本経済新聞社論説委員
立石 信雄	オムロン株式会社社長
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 藤本 哲也	中央大学法学部教授
山根 香織	主婦連合会会員
六車 明	慶應義塾大学法学部教授
島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
竹内 洋	弁護士は欠席

< 省内出席者 >

但木 敬一	事務次官
横田希代子	人事課付
石神 一郎	官房参事官（施設担当）
佐藤 議	訟務調査官
横井 朗	司法法制部付
泰田 啓太	民事局付
甲斐 行夫	刑事局参事官
中山 厚	官房参事官（矯正担当）
山田 憲児	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
高宅 茂	入国管理局参事官
北原 一夫	法務総合研究所部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

太田 茂	秘書課長
北村 篤	官房参事官（総合調整担当）
野下 えみ	秘書課付
永井 敏夫	政策評価企画室長

## 4. 議題

- (1) 座長選出
- (2) 法務省における政策評価の取組状況及び政策評価懇談会のスケジュールについて
- (3) 討議(平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書について)
- (4) その他

## 5. 議事

## 【事務次官あいさつ】

事務次官：皆様方におかれましては、大変御多忙中のところ、法務省の政策評価懇談会に快く御参加いただき、誠にありがたく存じます。ここに厚く御礼申し上げます。

法務省では、真に国民の負託に応える行政を遂行していくため、国民の声に耳を傾けながら、より透明、効率的かつ適切な行政運営を行う「開かれた法務省」を目指し、昨年度、政策フォーラムを設置し、このフォーラムに設けた政策研究会に有識者の方々に御参加いただき、法務行政の在り方について貴重な御意見をいただいたところであります。

他方、政府は、昨年度から、行政改革の柱の一つとして、本格的に政策評価制度を導入したところでありますが、政策評価は、その結果を政策の企画立案に反映させ政策の決定につなげていくものであることから、法務省では、政策フォーラムの枠組みにおいて政策評価懇談会を開催することとした次第であります。

政策評価は、法務省にとって、初めて本格的に実施するものであり、その手法等もまだ十分には確立されていないのが実情でございます。諸外国の取組をみても、政策評価の制度的枠組みや内容が充実するには、数年の試行錯誤を要しているようであります。

そのため、皆様方には、法務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進するために、法務省の施策や評価手法などについて、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。御専門の知識や、幅広い御経験等を踏まえて、貴重な御意見をいただき、法務省としても、それらを十分に吸収し、行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換という政策評価制度が目指す目的を実現していきたいと考えているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、これを機会に、法務行政について、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はお忙しいところ、本当にありがとうございます。

## 【座長選出】

出席委員の全員一致で、藤本哲也中央大学法学部教授が政策評価懇談会の座長に選出された。

## 【法務省における政策評価の取組状況及び政策評価懇談会のスケジュールについて】

藤本座長：最初に、法務省における政策評価の取組状況と当懇談会のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

北村参事官：最初に、御説明するまでもないかと存じますが、政策評価の概念などについて、若干、御説明させていただきます。「政策評価に関する標準的ガイドライン」の第1の2(1)の「政策評価」の概念のところにありますように、政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」でございまして、その目的は、第1の1にありますように、「国民に対する説明責任を徹底すること」、「国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること」、「国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること」にあります。

次に、政策評価をめぐる経緯等について、御説明いたします。平成10年6月に施行された中央省庁等改革基本法第4条第6号には、中央省庁等改革の基本方針の一つとして、「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化

を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が適切に政策に反映させるようにすること」が掲げられています。このように、政策評価は、法律に規定され、平成13年1月15日には、当時の総務省行政監察局が中心となり各省庁の協力を得て策定作業が進められた結果、政策評価各府省連絡会議において、「政策評価に関する標準的ガイドライン」が了承され、法務省では、このガイドラインを受けて、同年3月に、「法務省政策評価実施要領」、「法務省政策評価実施細目」、「平成13年度政策評価に係る運営の方針」を定め、平成13年度の政策評価はこれらに従って行ってきたところであります。

これらの実施要領などについて、何点が御説明いたしますと、評価の方式としては、実施細目の6にありますように、「事業評価」、「実績評価」、「総合評価」の3方式があります。そして、実施要領の第5条にあるとおり、「政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式等を採用して実施する」ものとしております。これらの3つの評価方式について簡単に説明いたしますと、事業評価とは、行政活動の採択、選択等に資する情報を提供することを主眼とするもので、原則として、事務事業を対象として、事前の時点で評価し、かつ、途中や事後の時点で検証するというものですが、これは、事業等については、利害得失を個別具体的に比較検討して選択を行うことが必要となる場合が多く、その際、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや財政支出を伴うものについて、事前の時点で、期待される費用などを分析検討し、事務事業等の選択を合理的に進めるためのものです。次に、実績評価とは、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼とするもので、原則として、法務省の所掌事務全般にわたり、あらかじめ目標を設定した上で、定期的・継続的に、目標に対する実績を測定するものであり、説明責任を徹底する観点から政策の実施によって実現しようとすることをあらかじめ国民に説明するとともに、その達成度合を把握し、実現された成果を分かりやすく示し、併せて、行政活動の効果を点検し、必要であれば改善等を行い、政策の質の向上を図っていくものです。最後に、総合評価とは、特定の課題について、多角的な観点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とするもので、政策・施策を対象とし、政策・施策の導入から一定期間を経過した時点を中心に実施するもので、特に、これまでの取組を見直し、新たな政策展開を行おうとする際に実施することが求められるものであります。法務省におきましては、政策評価の実施対象と採用する評価方式については、「政策評価は、各年度ごとに、当該年度において実施対象とする政策の範囲や評価の方式などを定めて実施する。」ものとしておられるところであり、具体的には、平成13年度は、「政策評価に係る運営の方針」にあるように、3つの評価方式に分類し、事業評価については4事業、実績評価については25の施策、総合評価については2施策、それぞれ、具体的な政策評価の対象を定めまして、平成13年度の政策評価を実施してきたところでございます。

平成13年度の政策評価の実施結果と反映状況につきましては、既に、先月の29日から法務省のホームページに掲載するとともに、報道機関にも配布し、公表しているところでございます。

なお、本日、御意見を伺うことを予定しておりますのは、平成13年度の政策評価の実施結果についてであり、これに直接関係しないものであります。平成14年度以降の政策評価の枠組みについても、簡単に御説明いたします。

御承知のように、本年4月1日から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行されているところであります。さらに、この法律に基づき、「政策評価に関する基本方針」が閣議決定され、法務省では、これらに基づきまして、今年の3月に「法務省政策評価に関する基本計画」などを策定し、平成14年度以降の政策評価につきましては、これらに基づき実施しているところで

あります。この政策評価法には、政策を決定する前に行う事前評価と、政策を決定した後に行う事後評価の区分がありますが、事前評価の対象につきましては、マストとされておりまして、10億円以上の費用を要することが見込まれる、施設の維持又は修繕に係る事業以外の公共的な建設の事業の実施を目的とする施策等と定められているところであり、法務省の基本計画でも、事前評価の実施対象としておりまして、基本的には、事業費10億円以上の、施設の維持・修繕などの事業以外の施設の整備の新規採択委託事業としているところでありまして、現時点におきまして、事前評価の対象としているものはございません。

最後に、この政策評価懇談会の開催スケジュールとして事務局で考えているところを御説明させていただきます。

本日は、平成13年度の政策評価の実施結果とその評価結果の政策の企画立案への反映状況につきまして、評価結果の内容を中心に、御意見をお伺いさせていただきたいと考えています。そして、来年の1月に開催させていただきたいと考えております。第2回の懇談会では、平成14年度の政策評価の実施に関する「法務省事後評価の実施に関する計画」を中心に、平成14年度の政策評価について、指標の適否など評価手法について御意見を伺いたいと考えております。さらに、年度内に、3回目を開催し、そこでは、来年度の政策評価の実施に関しまして、政策評価の実施対象の範囲なども含め、御意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。

### 【政策評価懇談会における議事録の取扱いについて】

委員の議論の結果、政策評価懇談会での議論については、内容により、公表すると自由な発言が妨げられることとなるものは除き、原則として、発言者を明示した議事録を作成し、これを公表することとされた。

### 【討議(平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書について)】

〈報告書の構成等〉

藤本座長：それでは、「平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」についての議論をしていただければと思います。この「平成13年度法務省政策評価実施結果及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」については、あらかじめ皆様にお届けされていますので、既にお読みになっていただいていると思いますが、事務局からこの報告書の構成等について御説明願います。

北村参事官：「平成13年度法務省政策評価実施報告書及び評価結果の政策の企画立案への反映状況報告書」について、基本的な構成等を若干御説明させていただきます。

お配りさせていただいた政策評価の実施報告書は、先ほど御説明させていただいた3つの評価方式ごと、つまり、事業評価、実績評価、総合評価の順で、評価結果を分類して記載しています。また、これらの報告書には、政策評価の結果だけではなく、その結果の政策の企画立案への反映状況につきましても、対象としている施策ごとにまとめて記載する形にしております。なお、政策の企画立案への反映状況は、評価結果を踏まえて平成14年度に既に講じた措置と今後講じる予定の措置を本年9月1日現在で記載しております。

報告書のフォーマットにつきましては、実施細目で決めていたところですが、実際に政策評価を実施してみると、実施細目に定めているフォーマットでは、評価方式の説明に欠けるなど、必ずしも十分でないところがあると考えられましたので、より十分な説明をするという観点から、若干、フォーマットを変更して報告書を作成しております。

また、これは、実績評価についてですが、政策評価を実施するために、基本目標、達成目標、指標を設定しています。基本目標は、対象となる政策について、「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を示すものですが、様々な要素を包含することとなるので、その具体的な達成水準を一義的に示すことは困難であり、その方向性を示すにとどまるということがあり、そのような場合には、基本目標に関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標、すなわち、達成目標を設定し、その実績を測定することによって、基本目標に対する実績の測定に代える必要があると理解しているところであります。「平成13年度政策評価に係る運営の方針」の別添には、対象とする施策の性質などに応じて、基本目標、達成目標、指標を設定しておりますが、その設定の仕方にも、実際に政策評価を実施してみると適切でないと考えられるものがあつたので、そのような場合には、運営の方針に定めたところにこだわらず、適宜、達成目標を設けたり、指標を改めるなどして、政策評価の実施報告書を作成しています。例えば、報告書の18ページ「司法試験に関する広報活動の推進等」を御覧いただきたいと思いますが、これについては、運営の方針では、「司法試験に関する広報活動を推進し、国民の理解を深める。」ということの基本目標といたしまして、指標を単に「実施状況」としておりましたが、基本目標の「司法試験に関する広報活動を推進し、国民の理解を深める。」というのでは、一方的に行政が何かの施策を実施するということであつて、国民の視点から見た目標ではないので、目標として適当ではないと考え、報告書に記載したとおりに改めたほか、指標についても、単に「実施状況」としていたところ、測定可能な3つの具体的な指標に改め、これによって実績を評価するものとしています。

個々の政策の具体的事項については、御質問等があれば、担当部局からも説明させていただき準備をしておりますが、委員の皆様には、法務省で政策評価を実施しました施策について、評価結果の内容を中心に、それぞれ専門の御立場、また、有識者としての国民の視点から、貴重な御意見をいただきたいと思ひます。また、政策評価の目的の一つは、国民に対する行政の説明責任を徹底することにありますので、報告書について、公表するものとして説明不足であるような点があればアドバイスもお願いしたいと思ひます。

なお、事業評価のうち、報告書9ページの「法務に関する研究」につきましては、既に、法務総合研究所において、内閣総理大臣決定「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」に基づき設置した学識経験者等による「研究評価検討委員会」で個別の評価をいただいているところですが、これについても、本日、御意見ををお願いしたいと考えています。また、総合評価のうち、131ページからの「法制度の整備について」は、基本法制の整備を終えた後に評価を行うこととしているところであります。そのため、この報告書では、中間報告的なものであつて、評価ではありませんが、これについても、御意見がありましたら御指摘などお願いしたいと思ひます。

このほか、本日は、評価結果の内容を中心に御意見をお伺いしたいと考えているところであり、指標の適否など、政策評価の手法については、基本的に、次回の懇談会で御意見を頂戴したいと考えているところですが、本日も、特段のご意見があればお伺いしたいと思ひますし、さらに、政策評価は、政策の決定そのものとは異なるものではあります。目標の達成のために具体的にどのような施策を講じるかは、政策評価に関わることでもありますので、御意見があれば、お伺いさせていただきたいと考えております。

#### 〈事業評価〉

藤本座長：それでは、評価方式ごとに御意見をいただきたいと思ひますが、この平成1

3年の報告書を御覧いただきますと、事業評価が4つ、実績評価がかなりたくさんございますが、総合評価は2つとなっています。これを見ますと、事業評価をまとめて1つ、実績評価は1から6まで番号が振られておりますので、その番号に従って1つずつ区切ってやった方が効率的ではないかと思えます。最初に事業評価についてですが、この4点について、事務局から評価の概要の説明をしていただけますか。

野下課付：それでは、報告書の1ページにあります、「宮崎法務総合庁舎新営工事」を御覧ください。宮崎地方検察庁、宮崎地方法務局、宮崎保護観察所、福岡入管宮崎出張所が合同入居する施設として、新営整備を計画している宮崎法務総合庁舎につきまして、事業の緊急性と計画の妥当性の観点から評価し、新規事業採択の要件を満たしているとして評価したものでございます。これを踏まえまして、14年度に敷地調査を実施し、16年度以降、本体事業に着手することとしております。

次に、報告書3ページの「民事法律扶助事業」を御覧ください。これにつきましては、事業の有効性、必要性及び費用対効果の観点から評価したところ、資力の乏しい者の裁判を受ける権利を実質的に確保するために有効な方法といえ、手段・方法も適当であることから、今後とも継続していく必要があると判断しております。

次に、報告書6ページの「人権啓発活動地方委託事業」でございますが、これにつきましても、事業の有効性、必要性及び費用対効果の観点から評価し、全国的に一定の水準を確保するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい活動を実施するための措置として有効な方策であると評価いたしまして、今後も継続していく予定であります。

最後に、報告書9ページの「法務に関する研究について」でございますが、13年度の研究計画につきまして、研究の必要性や研究規模・方法の妥当性等について事前評価を行ったところ、いずれも適切なものであり、計画どおり研究を進めるとの結論に達しました。また、事後の検証を行ったところ、おおむね計画当初に想定した研究成果を得ることができたとの結論に達しましたので、この評価結果を踏まえまして、本年度、新たに研究計画を立て、それに基づき研究を進めております。

藤本座長：それでは、今の事業評価、4つありますけれども、第1の「宮崎法務総合庁舎新営工事」について、何か御意見はございますか。

それでは、もしなければ、次は、2の「民事法律扶助事業」につきまして、何か御意見ございませんか。

寺尾委員：私は、具体的なことをよく知らないのですが、教えていただきたいのですけれども、この民事法律扶助事業というのは、事件の性格によって、どういう訴訟、どういう主張の事件にというようなことで、プライオリティをつけておられるのか、それともそうではないのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思えます。

藤本座長：その点については、人権擁護局の方からお願いします。

人権擁護局：民事法律扶助制度として、特に事件に優先性をつけるというようなことはございません。

寺尾委員：そういたしますと、お金が足りないときには、どのように配分しておられるのでしょうか。

人権擁護局：毎年、翌年度の事業を、前年度の実績、需要を踏まえて決定しております。今、自己破産の部分で急激に伸びているのですが、それ以外の部分で足りなくなるということは生じておりません。

寺尾委員：言い換えますと、申請した案件について、要件を満たしている場合には、ほとんど法律扶助が認められているということですか。

人権擁護局：基本的にはそういうことでございます。

寺尾委員：それに関して、もう一点よろしいでしょうか。法律扶助制度の充実については、司法制度改革でもいろいろ議論があるかと思うんですけども、こういう制度があるということについての広報活動はどれぐらいしておられるのでしょうか。

人権擁護局：扶助協会の広報活動経費といたしまして、各支部での広報活動を含め、年間、1億円余り支出されています。法律扶助協会の方で、パンフレットを作るとか、ホームページに必要な情報を掲載するとか、法務省でも、法務局等にそういった案内を置くといった形で、広報活動をやっております。それから、弁護士会などの関係機関にも必要な情報を提供して広報活動をお願いしているということでございます。

秘書課長：補足いたしますと、我が国の法律扶助は、非常に厳しいということで、数年前までだいたい年間6億円ほどの事業費であったわけです。それが、平成12年に民事法律扶助法ができて、今、だいたい30億円くらいになって、かなり、数年間で伸びています。さっきもちょっとお話があったように、自己破産等が非常に増えておりまして、法律扶助の現場では、もっと大きくしてくれと言う声が痛切にあるというのが実情でございます。

人権擁護局：先ほど、事件に優先順位をつけるかどうかということでもございましたが、若干補足させていただきます。予算の制約がございますので、毎年、法律扶助協会の方で、年度当初に、今年度はこのくらいの事件数でこういう形で資金配分しようというような計画を立てております。この計画の範囲を超えそうな事情があれば、例えば、自己破産事件であれば、より救済の必要性の高いものについて援助するというような形で援助しております。そういう意味では、優先順位というものがございます。

藤本座長：これは形式的な質問なのですが、4ページの上の評価手法等の欄の「なお書き」のところですが、「事業途中における中間評価という位置付け」と書いていますよね。中間評価というのは、例えば、何年から何年までの計画で中間であるということになるのではないかと思うのですが、この事業名の名称の中には何年から何年までという評価計画についての記述が入っていないのですが、これはどういうことですか。

北村参事官：それは、ここに限らず、実績評価全般にも言えることではありますが、評価期間を少し長めに設定するという考え方もあるかもしれません。実際、本年度、実績評価の報告書のとりまとめをしているときにも、毎年、評価を実施する必要があるのかという観点から考えたところがございますが、本年度からは法律に基づく政策評価が動き出していますので、13年度だけ、はみでているところがありまして、そういうこともあって、とりあえず、13年度は、すべて、単年度評価のような扱いにしたところがございます。今年度以降の政策評価につきましては、今、御指摘いただきましたように、評価期間を中期的に定めて実施することを考えるべきかなと考えておりまして、そういう意味では、ちょっと中途半端になっているところがございます。

藤本座長：事業名のところに、「新規」とか「継続」とか書いていただければ、継続であれば中間評価であると分かるし、新規であれば始まったばかりであるから評価できないと分かるので、そういう、「新規」か「継続」かという一言を入れていただくと、読む側は非常に分かりやすいという気がします。

北村参事官：あるいは、年度で評価するというように、はっきりさせる形で、実施計画を作り直した方がいいのではないかと考えております。

藤本座長：その方が評価しやすいでしょうね。ほかに何かございませんか。

田辺委員：おそらく、この「民事法律扶助事業」と次の「人権啓発活動地方委託事業」に関しましては、事業という言葉を使っているから事業評価というわけではありませんが、実際上、継続的に、毎年行っているものですから、むしろ、実績評価の方に入れて処理した方がフレームとしては自然だと思います。おそらく、

事業評価というのは、やるかやらないか、何故やるかとか、扶助事業の元々の出発のところでやるべきかやらざるべきかというときに使うフレームでございますので、実績評価というような形で組織全体の仕事として位置付けてやった方が自然だと思います。ここに二つあるのは、違和感を感じます。残りのところは、研究ですから、その研究をなぜやるのかという出発点でチェックをかけるという意味がありますし、一番初めの事業については、なぜ建物を建てるのかという決定をしたわけですから、なぜしたのかということをはっきりとすると、意味があると思います。しかし、「民事法律扶助事業」と「人権啓発活動地方委託事業」については、もうこの決定は既に終わっていますので、継続的に行われているものとして、今年これで構わないですけれども、来年度以降、実績評価で実施していただければと思います。

北村参事官：御指摘はごもっともであると思います。若干申し上げさせていただきますと、補助事業は、事業評価の対象にするという考え方があるようであったため、「民事法律扶助事業」も「人権啓発活動地方委託事業」も補助事業的なものであるもので、そういう意味で、こちらに仕分けしたのですが、御指摘を踏まえまして、14年度以降、方法を考えさせていただきたいと思います。

藤本座長：ほかに御意見はございませんか。今、問題になりました「人権啓発活動地方委託事業」について何か御意見はございますか。なければ、また、後ほどでも伺いたいと思いますが、4番目の「法務に関する研究」につきまして、御質問、御意見はございませんか。

寺尾委員：法務に関する研究というふうになっていますけれども、法務というと、刑事を指すのでしょうか。

藤本座長：法総研の方、お願いします。

法務総合研究所：「法務」といいますのは、刑事関係となっていますけれども、民事関係の登記等の関係について研究がある場合もございます。

藤本座長：報告書の11ページの評価手法等の欄に「研究評価検討委員会」という記述がございますね。私は、その委員をしておりますが、法総研の研究の全部の評価をしたのですが、法務の中には、民事に関する研究もあります。例えば、民事に関して検察官が事例研究をしたような場合、今年までは、研究結果について我々委員に配布をしていなかったのですが、今年になってから、やっと、活字になっているものは、委員に渡してもいいということで、いただけるようになったのですが、検察官とか現場の人たちが研究したものの中で人権に関わるようなものもあります。この報告書には入っていませんが、法務という中には、もちろん、民事も含まれています。けれども、法務総合研究所の研究の多くは刑事に関するものであるという実情はあります。民事がないわけではありません。今年、2点か3点はあったかと思えます。

寺尾委員：私は、事業等の名称だけが気になったのです。中身が刑事政策の関係であれば、そういう事業の名前をつけた方が自然かと思ったので伺いました。ただ、法務総合研究所の事業を法務事業と呼ぶんだということであれば……。

藤本座長：その点については、法務総合研究所としてはどうでしょうか。それでは、この事業名、法務という言葉が、今、寺尾委員が指摘されたような内容に限定されるかどうか考えられて、もし名称等を変更するのでしたら、14年度に変更していただければと思います。ほかに、この点で何かございますか。実は、この犯罪白書のところですが、今年からCD-ROM化され非常に便利になりましたので、CD-ROM化についても記載すればよかったのではないかと思います。CD-ROMは、犯罪白書に付録として付いています。それでは、事業評価の4つの事業に関しまして、何か御意見がございましたら、どうぞ。

〈実績評価：「1 基本法制の維持及び整備」〉

藤本座長：なければ、実績評価の1の「基本法制の維持及び整備」に移りたいと思いますが、評価概要について、事務局から簡単に御説明をお願いします。

野下課付：この分野は、3つの施策を対象に評価を行っております。

まず、報告書14ページの「広報活動の推進」ですが、基本目標は、「基本法制に関する国民の理解を増進させ、法を尊重する思想の普及を図る」ということで、具体的には、広報活動ですとか、ホームページの作成などとなっております。指標として、見学の受入れ人数ですとか、ホームページアクセス件数等を設定しております。今後は、さらに、キッズページを新規開設するなどして積極的に行っていきたいとしております。おおむね目標は達成したものと評価しております。

次に、報告書18ページ「司法試験に関する広報活動の推進」でございますけれども、これは、司法試験に関して国民が知りたい情報をいつでも迅速に入手することができる環境を整備するというを基本目標としております。指標といたしましては、ホームページアクセス件数ですとか、照会・意見等の受理件数等を設定しております。国民のニーズに適合しつつあると評価し、今後の課題としましては、障害者に対するバリアフリー化、ホームページへのアクセス集中による情報提供の停滞の対処の方策の検討を行っていくことにしています。

次に、26ページの「司法制度改革の推進」でございますが、これは「国民のニーズに応え得る司法制度改革を実施する」ことを基本目標としております。これは、内閣に設置された司法制度改革推進本部を中心に行っているものですが、当省の司法法制部としても最大限の協力を行っているところでございます。実際に、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を行うことができたと評価しております。

藤本座長：それでは、実績評価の「1 基本法制の維持及び整備」の「広報活動の推進」から「司法制度改革の推進」までについてですが、まず、第1の「広報活動の推進」について何か御質問あるいは御意見ございますか。

実 委 員：ホームページについては、例えば、外部の人、専門家からの評価とかを、実際にされているのでしょうか。

野下課付：業者などの目から見ての評価というのはしておりません。

実 委 員：業者というか、会社じゃなくても、専門家でもいいかと思うのですけれども。

野下課付：基本的には、ホームページに対する国民の皆様の意見というものをホームページ上で受け付けておりますが、特に専門家の方をお願いしているということは、今のところはございません。

実 委 員：法務省が何をやっているか、どういうところに力を入れて取り組んでいるのかなと思って、法務省のホームページを見てみますと、法務省の組織とか、そういうところからスタートしているんで、もちろん、中を開けば出てくるんですけども、ホームページのメイン画面を見ただけでも分かるようにすべきではないかというふうに、率直に言わせてもらえばそういうことで、そういうホームページのコンテンツだけの評価ではなく、見せ方についても評価すべきではないのでしょうか。

立石委員：今、実先生がおっしゃたことと同じなのですが、実際にホームページを閲覧して下さる方々がどういう評価をして下さっているかという、そういう視点というものをもう少し入れていただきたいなあと思います。それと、やはり、広報というのは、多様性をもっているもので、いろいろな媒体を活用していかないとならない。非常に年齢層が広いわけですから。インターネットといったところで、現実には、年代によってもインターネットが利用できる割合というのは違うもので、年を取ってくるとものすごく低くなるんですね、12～3%ぐらいしかないんです。やはり、広報形態の多様性というものをもう少しやるということ。もう一つは、法務省は、これだけ広範な仕事をやられるわけだから、

ワンストップエージェンシー化すべきではないのでしょうか。法務省として、そういう発想というものも出ていいんだと思うんですがね。

野下課付：ワンストップエージェンシーですか。

立石委員：そうそう。何も広報ということだけに限らず、全体の仕事をどっかにいけばすべてが解決できる、あるいは、すべての情報が得られるとかね。そういうものは、広報の中では、インターネットと同等に必要になってくると思います。

藤本座長：ワンストップエージェンシーというのは、そこに行けばすべてが分かる部署のことですね。

立石委員：そのとおりです。

藤本座長：そういうものは、法務省にもあるのでしょうか。

野下課付：秘書課の広報室というところがございます。

藤本座長：スタッフはどのくらいいるのですか。

秘書課長：室長以下で7名です。主に、プレスからの色々な問合せ、取材インタビューに対応していますが、国民の皆様からも色々な問合せも入りますので、内容に応じて各部局に振り分けています。最近ITがもてはやされ、法務省でもホームページの充実には力を入れてはいるんですけども、先程、立石委員がおっしゃったように、また、昨年の政策研究会の提言にもございましたが、広報媒体の多様化ということで、今、瓦版のようなものを色々なところに配布しまして、それを見て、法務省はこんなことをしているのか、じゃあ詳しいことはホームページ等を見てみようというインデックス的な広報手段がないかということにつつまして、検討しており、できるだけ早く実現したいと思っております。

立石委員：法務省というのは、国民生活の安定という、基礎となるところだから。国民の皆さんがもたれるイメージは、ものすごく硬いとか近寄りたいたいとかいうものかと思うのですが、そういうものだけではなく、本当に身近でやさしくて、それでいて厳しい面もあるというイメージもあるのではないですか。そういうイメージというものをもう少し打ち出せるような手法というんですかね。ものすごく幅の広い大事な仕事をしているのですから。

秘書課長：余談になりますけれども、全国の地方検察庁の現場では、学校からの要望を受けまして、検事が学校に出向いて行く、逆に、検察庁に小中学生を招いて、そこで、検察は何をやっているかとか、色々な子供達の素朴な質問に答えるという、そのような広報活動をやっておりまして、最近では、全国のほとんどの検察庁でそのような試みを始めております。

山根委員：そういうのは、是非進めていただきたいと思っております。ホームページなんですけれども、魅力のあるホームページを作成するのはすばらしいし、子供向けのキッズページというのもこれから作られるということで期待しますけれども、ホームページをいかに見てもらうかというのもやはり大事だと思います。アクセス数が増えたと言っても、いつも同じ人が見ているのでは意味がないので、普段見ないような人がいかにホームページを見てくれるかというところを評価していただきたいと思っております。学校なんですけれども、私の子供が川崎市の方に通っているんですが、最近、「キャップ」という子供向けのプログラムで、民間のグループの方が学校などに出向いて講演してくれるものがありまして、色々、人権の問題ですとか、子供向けのものとか親向けのものに分けて、分かりやすく具体的に教えて下さる機会がありました。その中で、法務省の仕事に関する話も出てきましたが、そのように直に入ってくるものは、やはり、子供達も理解していました。最近、人権という言葉が子供達の中でも頻繁に出てくるようになりまして、今週は、人権週間で色々なイベントも行われていますし、かなり、人権とか権利とかいったことに関心が高まってきていると思っておりますので、法務省の方でも、どんどん、学校や教材の中にも入っていただけて、広めていただきたいと思っております。

六車委員：私が話したいことは、かなり、山根さんからお話しいただいたんですけれど

も、全く同じ意見です。日本には、ずっと、大学生よりも若い人に、法学とか法律とかの考え方というものをきちんと植え付ける場所がなかったのではないのかと思うのですね。人権の問題もそうなんですけれども、法学部に入ってすぐに教わるようなこと、手続を大事にすることとか、そういうようなことを知らないということが、色々なところに弊害として現れていて、丁度ここに広報活動を推進するとありますが、法務省がどういうふうに対応されているのか非常に興味があります。法務省に見学に来る人や修学旅行を斡旋する旅行者に法務省のどういうところがいいと思って来るのかを聞いてみたり、見学者が来た場合にどういう対応をされるのか。裁判所の場合ですと、裁判所の中を見学したり、裁判官が小中学生とその場で話をすると、そこまでやっていますけれども、子供達には、現場を見た驚きのようなものがあるようです。法務省の場合は、職場見学というのは具体的にどういうふうに行われているのか。15ページのところに、法務省見学の成果として、中学生等から見学後の感想が広報室宛に送付されているとありますが、送付されることが大事ではなくて、そこに何が書かれているかが大事だと思うんですね。要するに、子供達に、こういうことを目的に法務省を見てもらったとか、法というものを考えてもらったとか、その結果、こういう感想文が送られてきて少しずつでも若い人たちに法というものの考え方が伝わっていく、そういうのが成果になると思うんです。この辺のところ、もし分かれば、具体的に、子供達が来たときに、どこを見せて、どんな話をしているのか、その結果どのような感想が寄せられたのかというのが分かると思うのですが。

藤本座長：秘書課の方、いかがですか。

野下課付：見学に来た人には、赤レンガの史料展示室を案内したり、簡単なリーフレットで説明をしたりしているのですが、実際、子供達が法務省をどれだけ分かっているのかにつきましては、事前にこんなこと聞きたいという質問を受け付けるのですが、非常に偏っているとか、あまり知らないことが多いなということ実は実感しております。例えば、法務省については、国の裁判を担当する以外に何をやっているのですかと、おそらく訟務のことだと思うんですけれども、それ以外にもありまして、確かに子供が興味を持つような形でどのように説明して知っていったらいいかというのが重要なことと思っています。いずれにしても、見学した子供の意見がどのようなものであったのかは、把握しておりませんので、その辺も、評価に盛り込んでいければと思っています。

六車委員：社会科の先生も、教員免許を取るときに法学の単位を取ったけれども、今ではすっかり忘れてしまっているとか、法学の単位は取ったけれども、他の法律についての単位は取らなかったというようなことがあると思います。ですから、子供達だけでなく、先生達にも、法についての専門的な話をして、その社会科の先生がきちんと子供達に法というものの考え方を教えられる、きちんと専門的な法律の考え方というのを伝えるというのは意味のあることではないのかと思います。

寺尾委員：今、教育の話が出たので話したいと思います。私は、法というものは、法学部だけで教えられるべきものではないと思います。今、市民教育ということが出ましたが、子供のときから、それから、大人になっても必要です。最近たまたま、Center for Civic Educationというアメリカの市民教育団体の教材を訳した「わたしたちと法(江口勇治監訳 現代人文社 2001)」を手にしたのですが、それは、権利、プライバシー、責任、正義の4つの章に分かれていまして、それぞれがどういう意味を持っているのかということや小学校の高学年から中学生の子供達に教えるために作られた教材なんですね。そこには、たくさん質問事項があって、子供達が答えるようになっているんです。教材の中には、自分たちで法律を作ってみようということで、具体的な紛争が起きたストーリーが書いてあって、それぞれの当事者を代表する立法に賛成する派と反対する

派に分かれて、議会で議論させ、法律を作るにはどうすればよいか実践させつつ考えさせる教材とか、なぜ、権利なんていうものがあるって、責任なんていうものがあるって、なぜ、法律や裁判なんていうものが必要かということをもっと体験させるようにできているんですね。私は、それを見て感心しましたが、たまたま、すぐに朝日新聞の夕刊「窓」という欄でも取り上げられていました。これから司法制度改革が行われ、事後チェック型の社会になると、市民一人一人の法感覚というものが大事になってくると思うんですね。この辺の教育を文部科学省だけに任せておいていいのかなといつも思うんです。例えば、三権分立の制度についても、小学校の5年か6年で、例の三角形の図を書いて、それぞれチェック・アンド・バランスの関係にあるということを感じるだけ、あるいは、憲法何条にこう書いてあるというの覚えさせられるわけですけども、そもそも、なぜ、そういう仕組みが必要なのか、なぜ権利なんてものが必要なのかというのは、私は、自分自身、教わってこなかったと思うんです。その部分について非常に大事だと思いますので、そういう仕組みを考えていただきたいと思います。

先程の法務総合研究所の話ですが、私は、法務総合研究所というのは存じ上げなかったのですが、ずいぶん重要な研究をしておられると思うのですけれども、先程、研究評価検討委員会というところで研究を評価をしているというお話だったと思いますが、そのとき、委員会として、こういう研究をしてほしいということを出していけるのか、単に結果として出てきた業績を評価する委員会であるのか、その辺についても教えていただければと思います。

藤本座長：法総研の方、どうぞ。

法務総合研究所：基本的には、前年度に計画を立てたものについて評価していただくということになっております。具体的に細かいところまではよく覚えていませんが、実際に5月30日に研究評価検討委員会を開きまして、学会の第一人者の方に来ていただき、事前に見ていただいた書類に基づいて、公正な評価と具体的なアドバイスをいただいております。更に進んでこういうテーマについてやってみたらどうかという点も若干出たと思います。

藤本座長：私は、当事者として幾分事情を知っていますので、今の話で大体いいのですが、少し追加してお話します。例えば、資料に載っているものの中には、継続している事業と中止したのものがあるのです。計画は立ててはみたけれども、うまく事例が集まらないものは、中止になっているんです。そうした中で、事例としては、暗数という問題があるのですが、暗数調査は、国連の機関で暗数調査を行いまして、それに合わせて、日本でも暗数調査を行ってほしいということで、日本も、参加する形で暗数調査を行ったわけです。我々としては、日本の法務省独自の暗数調査をやってみたらどうかという提案をしましたが、個人的にお聞きしたところでは、内閣府との予算折衝までいったのですけれども、結果的に、来年度の調査は流れたようです。このように、具体的に委員の人たちが提言をして、暗数調査という具体的な形になって、内部で折衝を繰り返し、内閣府との折衝までいったが、結果的には、かなり予算措置が必要であるということで、来年度の実施は難しいということになった事例があります。当然、継続中の研究についても、ものによって中止した方がいいという評価をしますし、さらに新しい研究をしたらどうだろうという提案もあります。大体5月の段階までで、我々委員が20数冊すべてを評価しますので、読むだけでかなりの日数をかけて毎日文献を読むのですが、その上で評価しますから、我々は、現物を見て評価しています。

寺尾委員：評価をきちんとされているのはよく分かりましたし、刑事関係の研究が大事だというのもよく分かりました。私は、法務総合研究所は法務省のシンクタンクみたいな所かなと思ったのですけれども、例えば、今、議論に上がった市民一般に対する法教育などをどう評価したらいいのかということ、効果的な法教

育，市民教育をするためにはどういうやり方が適当なのか，あるいは，現在，どんなことができるのかということをお聞きいただけないかということをお願いができるのはどこなのかということを知りたかったのです。

藤本座長：そのあたりは，難しいかもしれません。といいますのは，小泉内閣の動きから見て，審議会を廃止するという方針がでておりますし，共通の土俵の上場の有識者が集まって審議するという審議会がかなり潰れてしまいましたので。そういう意味では具体的な話ができないということです。それと，今の話の場合の教育の件ですが，スウェーデンの中学校の教科書には，泥棒したらどういふふうに取り扱われて，どういふ犯罪で捕まって，どういふふうにして結果的には刑務所に行くか，ちゃんと説明が載っているんですね。スウェーデンでは，中学1年生の段階から，教科書を読めば，悪いことをしたらこうなるということが全部分かるような教科書が作られている。日本の場合，憲法は教わっても，具体的な事例として，どうなるかということは教科書には書いていない。そうなりますと，文科省との関係が出てきますから，文科省との関係で，もう少し義務教育の段階で法律に関する基本的な概念も入れるようにしたらどうだろうという提言はできますが，今の法務省の部署の中で，実際に，小学生，中学生に対して，市民的な感覚をもった法律をどのように教えるかということをお聞きするところはあるのですか。

秘書課長：それについては，政策評価という段階にはなじまないのですが，司法制度改革審議会の意見書の中で，学校教育の段階から司法教育の充実の必要性が指摘されております。司法制度改革推進本部の方でも，そのあたりについて議論がなされる可能性があります。それにつきましては，多分，司法法制部，また，私ども秘書課も色々バックアップいたしまして，その検討作業をいずれ始めなければならないという問題意識は十分持っております。今の段階では，まだ，政策評価になじむほどにはまだ熟してはいないけれども，問題意識はもっております。

藤本座長：寺尾先生の意見には，保護局に答えてもらえばいいと思うんですが，保護局には，ボランティアとして4万8800人の保護司さんがいるんです。その保護司さんは，従来，学校と関連を持たなかったのですが，積極的に学校とタイアップして，教育しているんですが，保護局の方，説明してくれますか。

保護局：保護司さんは，これまで犯罪者の改善更生を行ってきたのですが，近年，非行少年が多発化しているということで，犯罪予防の観点から，学校との連携を重点的にやっております。近年，学校の授業の中で，保護司さんが犯罪とか非行について話をしたり，シンナーの話をしたりして，相当連携が進んでいる，学校と法務省との連携が進んでいると思っております。

藤本座長：法務省でも，いくらか市民教育が動き始めているようですが，それぞれの部署で単発的にやっていて，総合的な施策は法務省の施策としてはないようです。

寺尾委員：私，中身的には，その点に関心があったのですが，制度的な点で申し上げたかったのは，例えば，法務省がやっていることについて，こういう観点はどうか，例えば，今のようなテーマがどうなっているんでしょうかということが出てきたときに，そのことについて研究が行われている蓄積があることが大事でしょうし，政策を評価するときにもそういうことが大事だと思われまますので，研究結果を評価をする仕組みはあるけれども，こういうことについて研究してくださいということをお願いするというメカニズムは必ずしもないと伺ったのですが，それはもったいないなという気がするということでございます。

藤本座長：研究評価検討委員会も，平成13年1月に矯正保護審議会がなくなったことを受けて，何とか一般の有識者の評価が欲しいということで，できたものです。

寺尾委員：そんなに歴史が短いんですか。

藤本座長：この委員会も，今年初めて立ち上げたわけですので。これでやっと寺尾先生の意見が法務省に反映されることになるわけです。まだ，我が国では，一般市

民の意見を聞くということはスタートしたばかりです。そういう意味で開かれたと言ってもいいと思うのですが。

広報活動の推進についてかなり意見がございましたが、ほかにありますでしょうか。

田辺委員：3の「司法制度改革の推進」についてですが、ほかのものと比べると、圧倒的に難しいというのは確かです。特に、内閣全体でやっていることに関して、実際には法務省が中心にはなっていると思うんですけども、各府省がどのような役割分担で協力してきたのかということを入れないとならない。これだと、そのまま、内閣に対してという書き方になっていますが、その中で、法務省の役割が何であるのかを限定する形で評価しないと、なかなか難しいのではないかと思います。それから、この報告書を見ると、結局のところ、協力したというだけですけども、それ以外に何が言えるのかというのは、なかなか難しい、一番力を入れているところは一番評価しづらいというのは確かですけども、もう少し、例えば、いつまでには何かしなければならないという一連のスケジュールがあると思いますので、それに合わせて、何をしたという部分を書いていただかないと、どういう活動をしたのか自体が見えてこないという難点がありますので、ここは、若干補充していただければと思います。

藤本座長：司法法制部の方、ご意見ございますか。

司法法制部：司法制度改革は、法務省全般にわたってやっておりまして、法制部としてやっておりますのは、いわば窓口ということもありましてなかなか難しいところもありますが、御指摘の点も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

藤本座長：ほかに意見ございませんか。

それでは、「基本法制の維持及び整備」についての「広報活動の推進」、「司法試験に関する広報活動の推進」、「司法制度改革の推進」については、以上でよろしいでしょうか。

#### 〈実績評価：「2 法秩序の維持」〉

藤本座長：それでは、次の「法秩序の維持」ですが、これについては、10件ございますので、どこまでできるか分かりませんが、できるところまでやりたいと思います。まず、事務局の方から、趣旨説明をお願いします。

野下課付：報告書28ページの「登記所の整理統合」を御覧ください。これにつきましては、「民事行政審議会答申の基準に則って登記所の整理統合を進め、平成17年度ころまでに同答申時の箇所数のおおむね半分程度までの縮減を図る」ことを基本目標とし、登記所数を指標として評価を実施しました。答申から平成13年度までに、271の登記所を統合したところですが、今後とも、引き続き、登記所の整理統合を進めていくこととしています。

次に、報告書30ページの「登記事務のコンピュータ化」を御覧ください。これにつきましては、「登記情報の電子化を推進する」ことを基本目標とし、全国の登記簿の総不動産筆個数及び総会社・法人数に対する電子化の移行完了数を指標として評価を実施しました。13年度末で、総不動産筆個数の約57%、総会社・法人数の約45%のコンピュータ化が終了しました。

次に、報告書32ページの「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」を御覧ください。これについては、「電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早急に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を図る」ことを基本目標とし、制度を利用可能な法人の割合を指標として評価を実施しました。その結果、14年4月1日現在において、制度を利用可能な法人の割合は約55%であり、基本目標を達成したところですが、今後も、引き続き、計画的な導入を図ることとしています。

次に、報告書34ページの「被害者等通知制度の適切な運用」を御覧ください。

い。これにつきましては、「被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運用を推進する」ことを基本目標として、通知者数及び通知件数を指標として評価を実施しました。実際に、13年度は、74,567名に対し、79,505件の情報を通知していますが、今後とも、この制度について幅広く国民に周知を図るとともに、被害者に提供できる情報や提供方法など、制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば改善策を検討していくこととしています。

次に、報告書36ページの「検察広報の積極的推進」を御覧ください。これにつきましては、「検察に対する国民の理解と信頼を推進する」ことを基本目標とし、達成目標として「全国の各検察庁において、単年度内に最低一回以上の広報活動を実施する」と定め、広報活動の実施率を指標として評価を実施しました。その結果、達成度は91.5%であり、全国すべての地域において、基本目標である「検察に対する国民の理解と信頼の推進」に向けた活動が実施されています。

次に、報告書39ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」を御覧ください。これにつきましては、「刑務作業及び受刑者の職業教育の充実」を基本目標とし、受刑者の就業率、職業訓練の修了者数、資格等の取得率を指標として、評価を実施しました。その結果、受刑者に対し必要な刑務作業を確保でき、また、職業訓練においても資格等が高い合格率で取得されており、受刑者の改善更生や社会復帰に資していると評価しました。今後とも、刑務作業の安定的運営や職業訓練の充実に努めるほか、時代のニーズに見合った職業訓練とするよう企画立案等を行うこととしています。

次に、報告書42ページの「教育活動の推進」を御覧ください。これについては、「少年院教育の処遇効果測定に関する調査研究を推進する」ことを基本目標とし、基本目標に係るテーマの検討を行った会議の開催状況、整理・把握できた基本目標に関する過去の行政活動件数、収集できた基本目標に関連する学術領域又は海外の情報件数等を指標として、評価を実施しました。その結果、収集できた情報件数等は不十分な達成レベルにとどまっているが、全体として少年院における矯正教育システム構築のための準備がある程度整ってきたと評価しました。この評価結果を踏まえ、引き続き、施策に係る調査研究を進め、15年度以降は処遇効果測定の試行に係る検討を行うこととしています。

次に、報告書45ページの「更生保護活動の推進」を御覧ください。これにつきましては、6つの基本目標を定めて評価を実施しました。

まず、45ページですが、「保護観察対象者の改善更生を促進する」ことを基本目標とし、施策の実施状況を指標として評価を実施しました。その結果、社会参加活動は保護観察対象者の改善更生に意義を果たしているが、活動先の開拓、活動内容の多様化を図る必要があり、また、処遇困難な対象者が増加していることから、保護観察官の直接関与の一層の積極化を図る必要があると評価しました。この評価結果を踏まえ、より一層、これまでの取組の充実を図るとしています。

次に、48ページですが、「保護観察対象者の就業を確保する」ことを基本目標に、施策の実施状況を指標として評価を実施しました。その結果、保護観察終了者の無職者の割合を前年同レベルに抑えることができましたが、今後も、保護観察対象者により有効な方法で就職指導を行うほか、公共職業安定所との連携強化等に取り組むこととしています。

次に、51ページですが、「保護司を適正に確保する」ことを基本目標に、施策の実施状況を指標として評価を実施しました。その結果、保護司定数の充足率及び女性保護司の割合は漸増しているが、引き続き、保護司の確保に努める必要があり、また、保護司平均年齢が年々上昇しており、若年層からの保護司の確保が課題であると評価しました。この評価結果を踏まえ、保護司の確保

のために、保護司組織とも一体となって取組を進めるとともに、広報の充実を図ったり、関係機関等との連携強化に努めるとしてしています。

次に、53ページですが、「更生保護ボランティア団体の活動を促進する」ことを基本目標に、支援の実施状況を指標として評価を実施しました。その結果、ボランティア団体を対象に実施した研修や各種活動の実施支援に対し高い評価が寄せられましたが、今後とも、各団体のニーズを踏まえ、引き続き、支援の充実を図るとしてしています。

次に、56ページですが、「犯罪予防活動を助長する」ことを基本目標とし、達成目標として「社会を明るくする運動への参加を促進させる」と定め、同運動への参加人員等を指標として評価を実施しました。その結果、同運動の実施委員会を構成する機関・団体数は、既に相当数に達していますが、引き続き、数多くの地域住民の参加を得て同運動を推し進めていくこととしてしています。

最後に、60ページですが、「更生保護施設整備を推進する」ことを基本目標とし、施設整備の実施状況を指標として評価を実施し、その結果、7施設を整備し、処遇施設としての基盤整備を図られたと評価しました。今後とも、地域に開かれた更生保護施設作りを進めていくとしてしています。

次に、報告書62ページの「保護司に対する充実した研修の実施」を御覧ください。本施策については、「保護司に対し、充実した研修を実施する」ことを基本目標とし、取組の実施状況を指標に評価を実施しました。その結果、保護司に対し意見聴取を行うことにより、保護司研修要綱の改訂や研修教材等の作成の検討に資する情報を収集することができましたので、今後とも、さらに研修の充実を図るべく、保護司のニーズを踏まえた保護司研修要綱の改訂や研修教材等の作成に取り組むこととしてしています。

次に、報告書64ページの「『破壊活動防止法』及び『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づく適正な業務の実施」を御覧ください。これにつきましては、6つの基本目標を定めて、評価を実施しました。

まず、64ページですが、「内外情勢の把握・分析を行い、公共の安全の確保の分野で政府関係機関の施策決定に貢献する」ことを基本目標とし、情報の提供状況を指標として評価を実施しました。その結果、国際テロをめぐる情勢の把握・分析が急務であったところ、9月11日を境として、関係の情報・資料の求めが急増したことに対し、特別調査本部の設置により、迅速に情報提供ができたことと評価しました。この評価結果を踏まえ、今後とも、効率的・機動的な調査体制を構築し情報収集に努めるとしてしています。

次に、66ページですが、「公安調査庁の業務を国民に理解してもらう」ことを基本目標として、達成目標を「公安調査庁のホームページを充実させる」と定め、その改善状況を指標に評価を実施しました。その結果、ホームページの内容の充実を図ったことにより、公安調査庁の活動の一端を示すことができたことと評価しています。そして、今後ともホームページの充実を努めるとしてしています。

次に、68ページですが、「破壊活動防止法に基づき、十分な調査に基づいた処分請求を行う」ことを基本目標として、調査の概況を指標に評価を実施しました。その結果、十分な調査を尽くしましたが、処分請求が必要と認めるほどの破壊的団体はないと判断したものであり、今後とも、効率的・機動的な調査体制を構築し情報収集に努めるとしてしています。

次に、70ページですが、「団体規制法に基づき、十分な調査に基づいた処分(更新)請求を行う」ことを基本目標に、調査の概況を指標に評価を実施しました。その結果、オウム真理教に対する調査により、観察処分の期間更新請求に必要な情報・資料の整備・蓄積は着実に進展していると評価しました。そして、今後とも十分な調査を尽くすとしてしています。

次に、72ページですが、「団体規制法に基づき、実効ある観察処分を実施

する」ことを基本目標として、処分の実施状況を指標に評価を実施しました。その結果、立入検査などの実施により、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握し、実効性のある観察処分を行うことができたとして評価しました。引き続き、調査、観察処分の実施に取り組むとしています。

最後に、74ページですが、「団体規制法に基づき、観察処分に基づく調査結果を適正に地方公共団体へ提供する」ことを基本目標として、提供の状況を指標に評価を実施しました。その結果、地方公共団体からの要求に応じ、関係自治体が施策を実施する際に参考となるよう、個人の秘密又は公共の利益を害しない範囲で、すべて、情報を提供することができたとしており、今後とも、可能な範囲で関係自治体の長からの要求に応じて調査結果を提供していくとしています。

藤本座長：ありがとうございました。2の「法秩序の維持」については、10項目あり、全部はできませんが、関連していますから、1番目の「登記所の整理統合」、2番目の「登記事務のコンピュータ化」、3番目の「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」までについて、御質問、御意見ございますか。

実 委 員：「登記所の整理統合」の評価のところは、地域住民の方々への説明というのがありますが、基本的には、登記所の整理統合のネックというか課題は、地域住民の理解を得ることが最大のポイントなのではないでしょうか。

藤本座長：民事局の方、お願いします。

民 事 局：御指摘のとおりでございます。登記所の整理統合を図る際には、民事行政審議会の答申にも、地域の方々の理解を得るように努める、そして、努めた上で統合しなさいと記載されておりまして、実際のところ、整理統合に当たり一番困難な目に直面するのが、地域住民の方々から理解を得ることでございます。

実 委 員：どういうのをコンピュータ化できるのか、そっちの方との関係で難しいのでしょうか。地域住民の方の理解を得ることが難しいというのは、コンピュータ化と関係しているのでしょうか。

民 事 局：おっしゃるとおりです。事業としては、登記所の整理統合と登記事務のコンピュータ化は別の事業でございますが、登記所の整理統合を進めるに当たって（地域住民に）説明する際には、登記事務のコンピュータ化も進めさせていただくという形で説明をして、理解をいただいているのが現状でございます。

田辺委員：民事局が作成したものは、非常に基準がはっきりしておりまして、分かりやすいという点では評価すべきだと思います。ただ、「登記所の整理統合」と「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」については、元となっている計画目標がはっきりしているのですが、「登記事務のコンピュータ化」については、何か計画はないのでしょうか。それがないと、全体のうちどれくらいコンピュータ化をやろうとしているのか、評価の基礎となる数値が見えませんが、そういうものがあれば、お教え願いたいと思います。例えば、需要の多い都市のコンピュータ化を図るといったときに、それが終わると何件くらいになるのかという数字があれば、割合も出ますので、非常に分かりやすくなるのではないかと思います。

民 事 局：コンピュータ化の計画につきましては、計画として固まったものはございません。先ほど申し上げましたように、登記所の統廃合との関係もございまして、非常に流動的なものですので、確定的な数値でお示しするというのはできないわけでございます。

立石委員：登記事務については、効率化が一番大きな目的で、それを実現するための手段として、「登記所の整理統合」、「登記事務のコンピュータ化」、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」があるものと思いますが、例えば、縮減した結果、サービスが従来のレベルを維持しているのか、あるいは、そうではないのか、そのあたりの国民の受け取り方というか評価というのをもう少し評価書に分かるように記載してほしいと思います。もし分かっていたら、教えて

いただきたい。

藤本座長：どうですか，民事局の方。

民事局：非常に難しい御指摘ではございます。登記情報のコンピュータ化を鋭意進めておりますが，まだできていない段階で登記所をなくしているところもございますので，そのような点で，實際上，御不便をおかけしているところもあるかと思っております。ですから，それにつきましてどのような評価をするのか，どうやって情報を集めて取りまとめるかという点につきまして，難しいところもあるかと思っておりますが，それについても今後検討して参りたいと考えております。

藤本座長：ほかに，「登記所の整理統合」，「登記事務のコンピュータ化」，「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」について，何かありましたらお願いいたします。

それでは，次回，先ほど意見が出ました，法務省のHPに対する子供達の意見がEメール等で寄せられていましたら，代表的なものはどういうものか，いくつかサンプルとして持ってきていただきたいと思っております。それと，「登記事務のコンピュータ化」について，先ほど田辺委員から質問がありましたけれども，不動産登記については平成16年度末，商業・法人登記については平成15年度末と決まっていますので，もう，かなりの部分がデータとして把握できるということも推測できますので，もう一度，計画目標を数値で示すことについて，民事局の方で検討していただければと思います。

## 【その他】

藤本座長：それでは，これまで皆様から活発な御意見をいただいたのですが，時間になりましたので，今日は，このあたりで終わらせていただきたいと思っております。次回の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

秘書課長：本日は，活発に御議論していただき，また，非常に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。次回は評価の方法論を中心にして思っておりますが，まだ，報告書の方が随分残っておりますので，それについて議論していただくということで，次回は，来年1月に期日を設定させていただきたいと思っております。

次回は，平成15年1月28日午後1時30分から午後3時30分までの予定で開催することとされた。

田辺委員：この調子でやると終わらない可能性があると思っております。平成13年度の報告書に対する意見が平成15年に出るというのはあまり好ましくはないことと思っておりますので，できれば，委員の皆様方も，意見を既に大体用意されていることと思っておりますので，それを，後日，事務局の方に提出していただき，それを事務局の方でまとめ，次回に意見集約をした形で御提示いただき，それを懇談会意見としてとりまとめた方がよろしいかと思っております。

北村参事官：委員の皆様は御異存がなければ，できれば，年内に御意見を送っていただければ，事務局で取りまとめさせていただき，次回にお示ししたいと思います。

寺尾委員：この懇談会の委員の責任の範囲を教えてくださいたいのですが。この報告書を見た限りで意見を申し上げればいいのか，それとも，報告書の内容について，もっと具体的に教えていただき，それに基づいて意見を申し上げてよろしいのか。つまり，報告書に書いてあることを評価するためには，もう少し，教えていただかないと評価できない，あるいは，自分はこういう知識を持っているがその理解でよろしいか，あるいは，報告書を書かれた法務省の担当の方はどのように考えているのかということを知りたいということも出てきようかと思う

のですが、この点は、伺ってよろしいのでしょうか。

秘書課長：非常に狭い意味で言うと、この懇談会の使命は、報告書が政策評価としてどうなのかということについて議論していただき、また、評価の在り方がこれによいのかという方法論について議論していただくことにあります。したがって、政策そのものについて御意見を承るのはこの懇談会の趣旨ではないのですが、折角の機会ですし、そういう色々な御質問や意見を出していく中で評価の在り方もどうかということになってきますので、あまり議論を縛るような必要性はないと思います。基本的な核は政策評価の在り方ですけれども、それは政策論なので議論はしませんというようなことはせずに、私どもといたしましても、自由に御意見をいただいた方が参考になると思っているのですが、座長、よろしいでしょうか。

藤本座長：もちろんです。寺尾委員が心配されているのは、報告書を見ていく中で分からないことがあるので、それを事務局の方に問い合わせさせて評価したいということですね。よろしくお願いいたします。

秘書課長：それは御遠慮なくお願いします。

藤本座長：田辺委員から、事務局にそれぞれの意見を提出するという御意見がありましたけれども、内容について質問しなければ意見を出せないところも出てくると思いますので、御質問をさせていただいてもよろしいのですね。

秘書課長：いつでもお電話でもメールでも自由に御質問いただければと思います。秘書課が窓口となりますが、担当部局におつなぎして、必要に応じ個別に御説明させていただきます。

藤本座長：それでは、今回は、各委員からの意見を事務局で集約したものをお出しいただき、そのときに改めて御意見を伺うということによろしいでしょうか。

それではこれでお開きにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【以上】